

回数 〔年度〕	問 題
<p>第73回 〔令和5年度〕</p>	<p>問1 (15点)</p> <p>次の(1)～(5)の間に答えなさい。</p> <p>(1) 酒類等が酒類等の製造場で飲用されたときの酒税の納税義務の成立について述べなさい。</p> <p>(2) 酒母又はもろみを製造しようとする者は、酒類の製造免許とは別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長から、酒母又はもろみの製造免許を受けなければならないが、酒母又はもろみの製造免許を要しない場合がある。どのような場合に製造免許を要しないか3つ述べなさい。</p> <p>(3) 保税地域から酒類が引き取られる場合の酒税の申告の取扱いについて述べなさい。</p> <p>(4) 酒類の製造場又は保税地域以外の場所で酒類の詰め替えをしようとする場合の手続について述べなさい。</p> <p>(5) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第7条に規定する被災酒類に係る酒税相当額の控除について、その適用を受けるための要件について述べなさい。</p> <p>問2 (15点)</p> <p>酒税法第30条の6に規定する納期限の延長に関し、酒類を保税地域から引き取ろうとする者が特例輸入者である場合と、特例輸入者以外の者である場合における取扱いの相違点について述べなさい。</p>